

3 1 0 5 酒類の輸入について

酒類を輸入しようとする場合には、食品衛生法等による「届出」等の手続が必要となります。具体的な手続等については、以下のとおりです。

1. 個人使用目的の場合

輸入しようとする酒類の総量が10kg以下であることなどにより、個人使用目的であると認められる場合には、届出等の手続は必要ありません。

なお、携帯品又は別送品として酒類を輸入しようとする場合には、3本（760ml程度のものを1本とする。）まで、関税、消費税及び酒税が免除されます。

2. 自己の営業場（酒場、料理店等）内で飲用させる目的の場合

貨物を輸入しようとする場所を管轄する検疫所に、「食品等輸入届出書」を提出することが必要となります。

3. 販売目的の場合

(1) 貨物を輸入しようとする場所を管轄する検疫所に、「食品等輸入届出書」を提出することが必要となります。

(2) 輸入した酒類を販売しようとする場合には、酒税法に基づく酒類の販売業免許を受ける必要があります。ただし、自己の営業場（酒場、料理店等）において飲用に供する業を行う者が輸入した酒類を、自己の営業場（酒場、料理店等）内で飲用させる場合には、酒類の販売業免許を受ける必要はありません。なお、酒類の販売業免許の申請等の手続については、最寄りの税務署の担当酒類指導官までお問い合わせください。

(3) 酒類販売業者が保税地域から酒類を引き取ろうとする場合には、その容器の見やすい箇所に、その品目、アルコール分等の事項を、容易に識別することができる方法で表示することが義務づけられています。酒類の品目等の表示方法については、税関長に届け出ることが必要です。

* 各場合において、課税価格の合計額が1万円以下の場合には、関税及び消費税は免除されます（酒税は免除されません。）。

（食品衛生法第27条、酒税法第9条、酒類業組合法第86条の5、輸徴法第13条、関税定率法基本通達14-11）

